



# 大輪

発行：島根県社会福祉協議会内  
島根県知的障害者施設保護者会連合  
松江市東津田町1741-3  
いきいきプラザ島根5F  
TEL 0852-32-5976 FAX 0852-32-5982

VOL. 33

平成27年6月発行

## 巻頭言 「親なきあと」を一人の親として思考する

島根県知的障害者施設保護者会連合会 副会長 和田森 洋一

子供が自閉症（当時の表現は自閉的傾向）だと医者から言われたのが3才児検診の時。40年近く前のことである。最初は何のことか分からずに、どんな病気かも理解できず、誰やどこに相談すれば良いのか右往左往した記憶がある。そして、インターネットも無い時代に時間をかけ情報を聞いてようやく県外の専門施設を訪ねた。そこで言われたことは2つ。

- (1)この子に「教育」という言葉は捨てなさい。その代わり「訓練」という言葉を上げます。
  - (2)親が考えることは、親が死んだ時に子供が一人で社会の中で生きて行くことができるようにしてやることです。
- 子供の状態を病気ではないと理解するまでにも数年かかった。上記の2つの事柄も十分に飲み込めないまま、子供にとって必要と思われることや助言された事は可能な限りやってきた。

しかし、それでも40年たった今、「親なきあと」「高齢化」「終の棲家」など古くて新しい課題が目の前に山積している。自分が高齢者の仲間入りをして自身のゴールが見えるようになり、健康寿命には片手が届いてしまった現状では、「今、しておくべきことは」と「今、できることは」が激しく交錯する。

よく言われるのが、①お金を中心とした日常的管理の問題と②住む場所の問題である。

障害者を誰が支援するかにもよるが、現在は家族や親族による負担が多い。障害者白書（H26年）にあるH23年のデータによると、知的障害者で18歳以上の人々は約80%の人が在宅（施設入所は約20%）である。老老介護と同様に、老障介護がさらに受け皿の無い問題となる。なぜならば、今までこれから入所したくても、今後従来の入所施設は増加せず、G Hなどのより一般社会へ近い所で生活を考えなければならない。

知的障害の場合、入所できない比較的軽いと言われる人も通常の社会生活やG H生活では日常生活に支障が出る場合が多い。法律的には自立支援と言いつながら社会での就労を含め受け入れのインフラが十分に整っているとは言えない。われわれ保護者会の者は施設を中心に考えるが、在宅の人、障害の軽い人でも知的障害の場合は他の障害と比較して日常社会の壁は多くて高い。

①のお金を含む日常管理について、例えば成年後見人が付くにしても、それを結び付けるコーディネートするプラットホームの役目は行政（もしくはそれに準ずる機関）がインフラ整備を行うべきと提案する。そこでは就業自立を可能にできる仕組みも構築できると考える。

②の住まいについては同年代の兄弟は好条件が整えば共に生活できるであろうが、全国やグローバル転勤があたりまえの現代では、兄弟自身の生活を犠牲にしてサポートすることは困難を伴う。

私たちは3・11を経験した。今この瞬間に何かが起きれば、それを支えるのはその瞬間の現状における自助、共助しかないのだ。日本で「ノーマライゼーション」が叫ばれて30年以上たつが、日常では子供たちに挨拶声をかけなければ通報されるように、日本の社会は逆に閉塞的になっている。家族の代わりになる集団としての施設は大歓迎である一方、80%の在宅者の中、これから一人で社会の居場所を求める人がどれくらい出るのか。また施設も背中に「経営」という決して軽くは無い荷物を背負っている。社会全体が日常の中で施設や在宅の障害者を含め、相互扶助できるような仕組みを親が生きている間に前進させてやらなければならないと思う。

そして今ある具体的に受けることができるサービスと、今後必要と思われるサービスをいかに整えて行くか、「支援法」という言葉が強調されるならば、それにふさわしいハードとソフトのインフラ整備も行政に実施させなければならない。

日本は2014年にやっと障害者権利条約を世界で141番目に批准した。しかし、最近では法律の改正も年々行われてきており、これらの動きは注目して行きたい。ノーマライゼーションや障害者擁護の観点から日本が眞の福祉国家となり、社会全体が変革していくことを望むと共に、それを推し進めるために私たち保護者会の役割はまだまだ多くある。老老介護や老障介護などと言う言葉は日本から無くしたいものである。

## 平成27年度 島根県知的障害者施設保護者会連合会事業計画

### 1. 基本方針

障がい者やその家族を取り巻く制度は、措置制度から支援費制度へ、そしてまた、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと近年めまぐるしく変化しています。しかし、どのような制度環境になろうと、家族は「我が子・きょうだいのあたりまえで幸せな暮らし」を願っています。

本会は、「我が子・きょうだい」の保護者で組織される団体として、「我が子・きょうだいのあたりまえで幸せな暮らし」を支えるサービスや社会保障制度の充実に向け、関係機関や団体等と手を携えながら、全国知的障害者施設家族会連合会の提言等も踏まえ、運動展開していくことを本年度の事業方針とします。

### 2. 会の運営

- (1) 理事会の開催（6月）
- (2) 監査会の開催（5月）
- (3) 運営委員会の開催（年3回、5月、8月、3月）

### 3. 事業の推進

- (1) 政策提言・要望活動の実施
  - 内容：施設利用者と家族の高齢化への対応
- (2) 研修事業の実施
  - 内容：知的障がいのある人の意思決定支援のあり方について～成年後見制度を中心に～
    - 講師：社会福祉法人島根整肢学園
    - 西部島根医療福祉センター 育成部長 阪田健嗣氏
  - 時期：平成27年7月11日（土）
  - 場所：いきいきプラザ島根403研修室
- (3) 地区懇談会の実施
  - 内容：東部、中部、西部の各ブロックで情報伝達と意見交換を行う。
  - 場所：県内3ヶ所の各会場 年2回程度開催
- (4) 広報紙の発行
  - 会員に対しての情報提供や会員相互の交流を目的として広報紙『大輪』を発行する。
  - 発行回数：年3回（6月、8月、12月）
- (5) しまね県民福祉大会の開催
  - 内容：島根県知的障害者施設保護者会連合会会長表彰の実施
  - 時期：平成27年10月3日（土）
  - 会場：島根県民会館
- (6) 全国知的障害者施設家族会連合会との連携
  - ① 総会（理事会）年3回（予定）
  - ② 全施連大会（10月20日（火）～21日（水）；神奈川県横浜市）
  - ③ 西日本ブロック会議（時期、場所未定）
- (7) 島根県社会福祉団体連絡協議会との連携
- (8) あいサポート運動の推進
  - ① メッセンジャー養成研修への参加
  - ② 施設保護者会毎のあいサポート研修の実施

### 4. 関係団体との連絡協調

- (1) 知的障害者福祉協会関係事業への参加、協力
- (2) 手をつなぐ育成会関係事業への参加、協力

## 島根県知的障害者施設保護者会連合会 研修会 開催要項

**【目 的】**

本会会員にとって、知的障がいのある人の高齢化や「親亡き後」の対応については大きなテーマです。

そこで、今回の研修会は、知的障がいのある人が地域で自立した生活が送れるようになるための意思決定支援のあり方について考えることを目的とします。

**【主 催】**

島根県知的障害者施設保護者会連合会

**【後 援】**

社会福祉法人島根県社会福祉協議会・島根県知的障害者福祉協会

**【期 日】**

平成27年7月11日（土）13：30～16：00

**【場 所】**

いきいきプラザ島根 403研修室（松江市東津田町1741-3）

**【定 員】**

150名

**【日程・内容等】**

時 間	内 容
13：00～13：30	受 付
13：30～15：00	基調講演 テーマ：「知的障がいのある人の意思決定支援のあり方について ～成年後見制度を中心に～」 講 師：阪田 健嗣 氏 （社会福祉法人島根整肢学園 西部島根医療福祉センター育成部長 社会福祉士）
15：00～16：00	質疑・応答
16：00	終 了

**【問合せ・申込先】**

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内

島根県知的障害者施設保護者会連合会（担当：多久和・河井）

TEL：0852-32-5976 FAX：0852-32-5982

# 美野園家族会

美野園家族会 松浦 光昭



## 【施設の紹介】

### [所在地]

出雲市美野（よしの）町

美野園は宍道湖北岸で出雲市と松江市の境界に位置。

一畠電鉄津ノ森駅より徒歩10分。

二階の食堂からは正面に宍道湖が望めて眺望良好なところです。

### [事業・サービス概要]

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ・施設入所 定員40名       | ・生活介護 定員35名      |
| ・就労継続B型 定員10名     | ・生活訓練（自立訓練）定員 6名 |
| ・グループホーム（共同生活援助）  | ・ショートステイ（短期入所）   |
| ・地域生活支援事業（日中一時支援） | ・障がい者・児相談支援      |
- を松江市、出雲市をはじめ広範囲に提供している。

## 【家族会活動】

### ◆ “ゆうあい”運動会（5月）…園内体育館で。

本年家族参加人数32名 施設利用者54名 前年家族参加人数28名

紅組白組に分かれ、走り競争、借り物競争、デカパンリレー、玉入れ競争などの競技をゲンキいっぱい行いました。競技終了後の表彰式のあとは家族と一緒に昼食をとり楽しい時間を過ごしました。

### ◆美野園まつり（10月）

園内体育館特設ステージではボランティアのみなさんによるアトラクション、作業室及び隣接の空き地ではテントを張っての出店やバザーが家族会、地域の方々の協力により賑やかに、楽しく過ごせました。

前年家族参加人数20名



### ◆クリスマス会（12月）…園内体育館で。

会場には利用者の方々が作ったクリスマスの貼り絵やキラキラしたモールが張り巡らされ、大きなツリーも飾られました。ボランティアの方々にステージを盛り上げていただいた後にはサンタさんからプレゼントを利用者全員に貰い又、クリスマスケーキやクリスマス料理を家族と一緒にいただき楽しい時間をすごしました。前年家族参加人数34名

### ◆研修、懇談会への出席

島根県知的障害者施設保護者会連合会・同中部地区等の研修、懇談会に出席。

◇ 措置制度から障害者総合支援法（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）と国による政策はめまぐるしく変遷しているものの必ずしも家族、保護者の意に沿うものになっているでしょうか。

少子高齢化の世相もあって親亡きあと、子や孫たちが施設利用者の“普通の幸せな暮らし”を守り、発展できるよう国の施策を注視し又、家族ひとりひとりの情報収集と交換、保護者と施設との一層の交流促進などが家族会としても大切と考えます。